

審査基準整理票

処 分 名	使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市都市公園条例	(条項)第9条第5項	
基 準 法 令 名			
所 管 部 署	都市計画部 公園緑地課 管理係		
標 準 処 理 期 間	7日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 大津市都市公園使用料・利用料減免基準 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>都市公園法第5条の公園占用許可及び同法第6条の公園施設設置・管理許可並びに大津市都市公園条例第3条の行為許可及び同条例第7条の有料公園施設の使用許可等の使用料の減免基準は、大津市都市公園使用料・利用料金減免基準のとおりとする。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○大津市都市公園条例 第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第7条第2項若しくは第4項の許可(指定管理者が管理する有料公園施設について、当該指定管理者がする同条第2項又は第4項の許可を除く。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、有料公園施設をその目的以外に使用しようとする場合における使用料は、同表(広告物の表示の項を除く。)の規定により算定した額の2倍に相当する額とする。 2 使用料(駐車場の使用料を除く。)は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、後納することができる。 3 駐車場の使用料は、自動車を駐車場から出車させる時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者が自己の責に帰することができない事由により、使用又は行為ができなくなったとき、その他市長が正当と認める事由がある場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。 5 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>○大津市都市公園使用料・利用料金減免基準 (減免趣旨) 第1条 大津市都市公園条例第9条第5項並びに第10条第7項の規定に基づく使用料並びに利用料金の減免については、大津市都市公園条例施行規則第6条に基づき、この基準に定めるところによる。 (公園施設等) 第2条 利用料金等にかかる公園施設等は、次に掲げる施設とする。 (1) 野 球 場 (2) 陸上競技場 (3) 体 育 館</p>			

- (4) 第2 体育館
- (5) プール
- (6) テニスコート
- (7) グラウンド
- (8) 弓道場
- (9) 有料公園施設（体験学習施設を除く）付帯の会議室、役員室
- (10) 野外劇湯
- (11) 庭園
- (12) 体験学習施設付帯の会議室、多目的ホール
- (13) 緑のふれあいセンター多目的室
- (14) 緑のふれあいセンター市民花園
- (15) におの浜ふれあいスポーツセンター体育館
- (16) におの浜ふれあいスポーツセンタープール
- (17) 駐車場
- (18) 伊香立公園芝生グラウンド

2 使用料にかかる公園施設は、前項施設を除く都市公園とする。

（公園施設等の使用料並びに利用料金の減免）

第3条 使用料並びに利用料金の減免の対象及び減免率は、次のとおりとする。

1 前条第1項第1号から第9号までの施設又は前項第15号・第16号・第18号の施設

	減免の対象	減免率	備考
ア	市内の保育園及び幼稚園の園児、学校の生徒並びに障害者及び65歳以上の市民を対象とした本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業として使用する場合	50%	減免申請書 要
イ	本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
ウ	大津市体育協会及び同協会加盟団体が主催する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
エ	市内に事務所を有する公共的団体（自治会等）が主催する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
オ	本市又は本市の執行機関が後援する事業として使用する場合	10%	減免申請書 要
カ	障害者団体が申請し、個人使用する場合	50%	減免申請書 要
キ	大石緑地のテニスコート及びグラウンドを大石学区自治連合会が主催する事業として使用する場合	70%	減免申請書 要
ク	伊香立公園芝生グラウンドを伊香立学区自治連合会が主催する事業として使用する場合	70%	減免申請書 要

備 考

1 前項第15号及び第16号の施設について障害者団体を対象として、本市又は本市の執行機関が共催又は後援する事業として使用する場合は、この表にかかわらず減免を100%とする。

2 前項第5号及び第16号の施設について介添えを必要とする障害のある者の介添え人は、この表にかかわらず減免を100%とする。（障害のある者1名につき、介添え人1名）

2 前条第1項第10号及び第12号から14号並びに前条第2項の施設

ア	本市又は本市の執行機関が共催又は後援する事業として使用する場合	100%	減免申請書 要
イ	市内に事務所を有する公共的団体（自治会等）が主催又は共催する事業として使用する場合	100%	減免申請書 要

3 前条第1項第17号の施設

ア	本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業として使用する場合	50%	減免申請書 要
イ	市内に事務所を有する公共的団体（自治会等）が主催する事業として使用する場合	50%	減免申請書 要
ウ	本市又は本市の執行機関が後援する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
エ	滋賀県又は滋賀県の執行機関が主催又は共催する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
オ	滋賀県又は滋賀県の執行機関が後援する事業として使用する場合	10%	減免申請書 要
カ	大津市の公共的施設で事業を営む許可を得た者が使用する場合	50% を限度	減免申請書 要

備考

1 上記以外の団体等が事業として使用する場合は、事業内容・趣旨により決定する。（但し、減免率は50%を限度とする。）

2 上記の団体等が使用するに際し、個人負担となる場合は対象項目に準じた減免率とする。

第4条 前条の規定にかかわらず、特に全国スポーツ大会など市長が必要と認める場合は減免率を100%にできるものとする。（減免申請書は必要）

附 則 平成10年2月6日

附 則 平成14年1月16日

附 則 平成16年6月2日

附 則 平成18年9月15日

附 則 平成19年9月1日

この基準は、平成19年9月1日から適用する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。